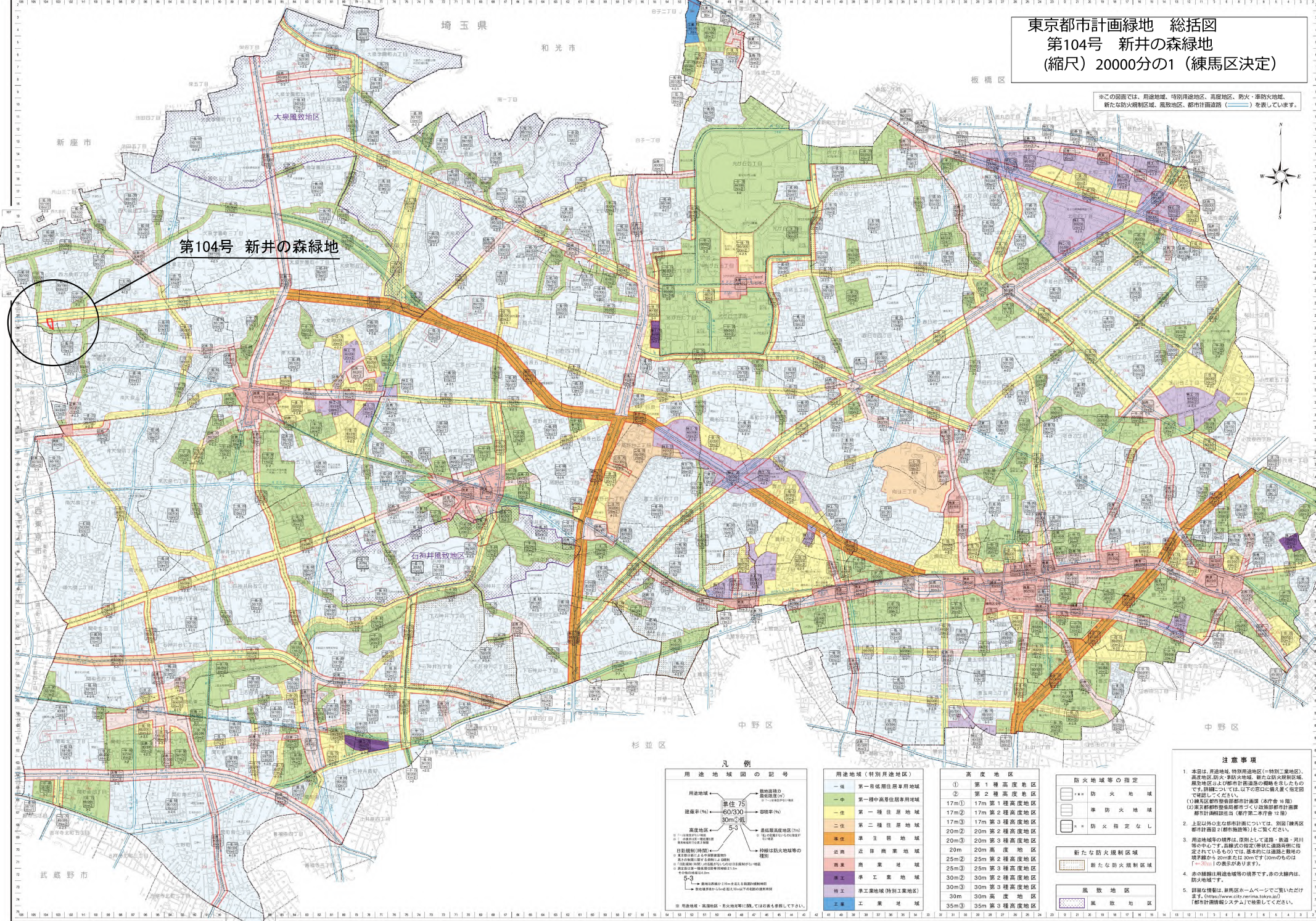


東京都市計画緑地 総括図 第104号 新井の森緑地 (縮尺) 20000分の1 (練馬区決定)

※この図面では、用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地域、
新たな防火規制区域、風致地区、都市計画道路(→)を表しています。



第104号 新井の森緑地



凡例

用途地域	数値地力
用途地域 建蔽率(%) 60/300 5-3	数値地力 60/300 5-3
高度地区 日照規制(時間) 5-3	日照規制(時間) 5-3

用途地域(特別用途地区)

一住 第一種低層住居専用地域
一中 第一種中高層住居専用地域
一住 第一種住居地域
二住 第二種住居地域
準住 準住居地域
近商 近隣商業地域
特工 準工業地域(特別工業地区)
工業 工業地域

高度地区

① 第一種高度地区
② 第二種高度地区
17m① 17m 第一種高度地区
17m② 17m 第二種高度地区
17m③ 17m 第三種高度地区
20m② 20m 第二種高度地区
20m③ 20m 第三種高度地区
20m 20m 第二種高度地区
25m② 25m 第二種高度地区
25m③ 25m 第三種高度地区
30m② 30m 第二種高度地区
30m③ 30m 第三種高度地区
30m 30m 第二種高度地区
35m③ 35m 第三種高度地区

防火地域等の指定

防火地域
準防火地域
防火指定なし
新たな防火規制区域
風致地区

- ### 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(一特別工業地区、高度地区を除く)、防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の範囲を示したものです。詳細については、以下の図面に入力番号で指定してご確認ください。
 - 練馬区都市計画部都市計画課(本庁舎14階)
(2)東京都市計画部都市づくり推進課都市計画課
都市計画相談室(敷設第二号庁舎12階)
 - 上記以外の主な都市計画については、別途「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
 - 用途地域等の境界は、原則として道路、水路、河川から中心を、付帯施設(公園)と道路境界に指定されているものでは、基本的には道路と敷地の境界線から30m以内(30m未満)です(30mのものは「→」の表示があります)。
 - 赤の線は用途地域等の境界です。赤の線内は、防火地域です。
 - 詳細な情報は、練馬区ホームページをご覧ください
※(http://www.city.nerima.lg.jp)
 - 都市計画情報システムで検索してください。